

議員提出議案第4号

平成二〇年一二月二日提出

尼崎市における公契約の契約制度のあり方に関する条例（案）

（この条例の目的）

第一条 この条例は、尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例（平成 年尼崎市条例第 号。以下「基本条例」という。）第八条の規定に基づき、公契約の契約制度のあり方について必要な事項を定めることにより、公契約によって提供される公共サービスの質を維持するとともに、社会的価値の向上、地域経済の活性化、地域福祉の向上及び雇用の確保を図ることを目的とする。

二 この条例を運用するに当たっては、市内の中小企業や零細企業の経営の実態に必要な配慮を行うものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、基本条例における用語の意義による。

（適用の除外）

第三条 市は、公契約のうち、その予定価格が五〇〇〇〇〇〇円未満のものについて、この条例の適用を除外することができる。

（事業者の指定等）

第四条 市は、公契約に係る契約の入札及び選定並びに指定管理者の指定を行うに当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる事項を評価の基準に加え、評価しなければならない。

（一） 社会的価値の向上、地域経済の活性化及び地域福祉の向上に果たす貢献の度合い

（二） 雇用の確保及び労働者の適正な配置に向けた措置

（三） 業務の遂行能力及び良質な公共サービスの提供に向けた措置

二 前項各号に掲げる事項の評価の方法等について必要な事項は、市長が別に定める。

三 市は、公契約に係る契約の締結又は指定管理者の指定に当たっては、その業務に従事する労働者の雇用の安定を確保し、提供される公共サービスの質の維持及び業務の継続性を確保するために、これまでその業務に従事してきた労働者のうち希望するものの雇用の確保が継続されるように努めなければならない。

四 市は、公契約に係る契約の締結又は指定管理者の指定に当たり、当該公契約に係る業務に従事する労働者の賃金の額が、第八条第二項の規定により市長が定める賃金の額の最低額を下回らないことを承認する事業者を、その相手方としなけ

ればならない。

(事業者からの報告)

第五条 市は、事業者（公契約に係る事業者をいう。以下同じ。）となることを希望する者に対して前条第一項各号に掲げる事項について評価を求め、その結果の報告を受け、これを公表するものとする。

二 事業者は、前項の規定による報告を書面により行わなければならない。

(市及び事業者の責務)

第六条 市及び事業者は、それぞれパートナーシップの下、基本理念の実現に努めなければならない。

(労働者の範囲)

第七条 この条例の適用を受ける労働者は、次の各号に掲げるものとする。

(一) 事業者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する労働者

(二) 事業者から業務の一部を請け負った者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する労働者

(三) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六〇年法律第八八号）の規定に基づき、事業者又は事業者から業務の一部を請け負った者に派遣され、専ら当該公契約に係る業務に従事する労働者

(公契約に係る賃金)

第八条 公契約に係る業務に従事する労働者に支払われる、賃金の額は、次項の規定により市長が決定した賃金の額の最低額を下回らないものにしなければならない。

二 市長は、公契約に係る業務と同種の業務に従事する本市の職員に支払われる給与の額を勘案したうえで、公契約に係る業務に従事する労働者に支払われる賃金の額の最低額を定めることができる。この場合において、当該最低額は、本市職員のうち行政職にあつて高校卒業のものに適用される初任給基準（尼崎市職員の給与に関する条例（昭和三二年尼崎市条例第二四号）別表第一行政職給料表再任用職員以外の職員の項中の職務の級が一級で号給が一二号の給料月額及び地域手当をいう。）を下回らないこととする。

(公契約に係る労働条件)

第九条 公契約に係る業務に従事する労働者に対して適用される労働条件（賃金に係る労働条件を除く。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(一) 労働基準法（昭和二二年法律第四九号）、労働組合法（昭和二四年法律第一七四号）、労働安全衛生法（昭和四七年法律第五七号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四七年法律第一一三号）、労働契約法（平成一九年法律第一二八号）等を遵守し、適法かつ適正に運用され

るものであること。

(二) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七六号）第二条に規定する短時間労働者にあつては、同法第五条第一項に規定する短時間労働者対策基本方針が遵守されるものであること。

(労働者への周知)

第一〇条 事業者は、次の各号に掲げる事項を、その業務の実施される事業場において掲示し、又は従事する労働者に書面により周知しなければならない。

(一) 労働基準法に規定する所定の労働時間、休日、時間外及び休日の労働等に関する事項

(二) 第八条第二項の規定により市長が定めた賃金の額の最低額

(三) 使用者の代表者及び指揮命令の責任者の氏名及び連絡先

(履行の確保に係る市の責務)

第一一条 市は、この条例の規定に基づき公契約に係る業務が履行されるに当たり、この条例の趣旨にのっとりた施行を確保するため、事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査等を行うことができる。

二 市は、公契約に係る業務に従事する労働者から意見の申出（苦情を含む。）があつた場合においては、当該申出者からその内容を聴き取り、必要な調査を行う等、この条例の趣旨にのっとり、その改善に向けた措置を講じなければならない。

三 市は、当該事業者から意見を聴き、事業者がこの条例の趣旨に反する事実が認められた場合においては、当該事業者に対して是正を求めなければならない。

四 前項の規定により是正を求められた事業者がその求めの全部又は一部に応じないときは、市長は、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

(一) 事業者名その他規則で定める事項の公表

(二) 第四条第一項の規定により評価した同項各号に掲げる事項の評価点の一定期間の引下げ

(三) 当該公契約に係る契約の解除又は指定管理者の指定の取消し

五 市は、公契約に係る業務に従事する労働者又は当該労働者が加入する労働組合から賃金その他の労働条件等に関して協議に関する申入れを受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。ただし、明らかにその必要性がない場合は、この限りでない。

(委任)

第一二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。